

常滑焼まつり・農業まつり応援クーポン

取扱店舗の手引き (ver.1124)

常滑市経済振興課

目次

1. 事業概要 【1124 更新】	1
2. 取扱店舗及び対象取引	1
3. 取扱店舗の協力事項	2
4. クーポンの取扱方法	2
5. クーポンの換金 【1124 更新】	3
●振込手数料	3
●換金振替依頼書の記載例	4
6. よくある質問	5
7. お問い合わせ	6

1. 事業概要

(1) 目的

物価高騰の影響を受ける市民の家計を下支えしつつ、燃料費や資材費等の高騰の影響を受けている常滑焼・農業の両業界を支援するため、国の「令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、常滑焼まつりや常滑市農業まつりで使うことができるクーポンを全ての市民に1人1,500円分ずつ配付します。

(2) 配付数

約60,000セット

(市民1人につき1セット：1,500円)

(3) 券種

1セットあたり500円券×3枚

(4) 使用対象者

8月1日に本市の住民基本台帳に登録されている全ての市民

(世帯全員分をまとめて、市が世帯主宛てに9月25日頃から順次郵送)

(5) 使用期間

令和5年10月7日(土)～~~12月31日(日)~~令和6年1月31日(水)



2. 取扱店舗及び対象取引

次の店舗①～④に該当する市内事業者(複数該当する場合も可)は、市に申請し登録された場合、市民との対象取引の対価としてクーポンを受け取り、また、換金することができます。

店舗① 第57回常滑焼まつりに出店し、陶磁器を販売する者

対象取引…第57回常滑焼まつり期間中の陶磁器の販売に限る

店舗② 第45回常滑市農業まつりに出店し、農水産物を販売する者

対象取引…第45回常滑市農業まつり当日の農水産物の販売に限る

店舗③ 市内に常設店舗を有し、主に常滑焼を販売する者

対象取引…使用期間中の陶磁器の販売に限る

店舗④ あいち知多農業協同組合または市内の漁業協同組合が運営する市内の直売所

対象取引…使用期間中の農水産物の販売に限る

※ただし、次のア～キのいずれかに該当する場合は除く。

ア) 店舗面積が1,000㎡以上の店舗または当該店舗のテナント

イ) 国内11店舗以上を展開する店舗(フランチャイズ、ボランタリーチェーンを含む)

ウ) 宗教的活動又は政治的活動を行っている団体が経営しているとき

エ) 公序良俗に反する営業を行っているとき

オ) 暴力団又は暴力団員が、経営又は経営への関与をしているとき

カ) 役員等又は使用人が、暴力団(員)と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

キ) その他、本事業の趣旨から市が適当でない判断するとき

3. 取扱店舗の協力事項

(1) クーポンの取扱方法及び換金方法の確認

この取扱店舗の手引きをよく読み、クーポンの取扱方法や換金方法をご確認ください。

(2) 店頭へのステッカーの掲出

受領したステッカーを店頭に掲げ、対象取引の対価としてクーポンを使うことができる旨を市民に周知してください。

(3) その他協力事項

取扱店舗は、本事業の実施に関し、市の行う調査に協力するほか、関係者間の連携に努めてください。また、クーポンに係る不正防止にご協力ください。

※取扱店舗が不正行為を行ったとき、市は、その登録を取り消すとともに、その名称等を市ホームページ等により公表する場合があります。

4. クーポンの取扱方法

(1) 基本事項

クーポンは、転売、譲渡、譲受または現金との交換をしてはいけません。

また、クーポンの紛失や盗難、汚損等に対し、市は再発行を行いません。

(2) 受領時の注意事項

①他の金券でないか

その他の金券類・クーポン類と混同しないよう注意してください。特に、現在配付・使用されている、「BOATRACE 地域振興クーポン」(右図)と間違えないようにしてください。



②不正使用でないか

クーポンには、複製防止のためのコピーガードが施されています。受け取った際は、複製などの不正がないか確認してください。



③使用期間内であるか

期間以外は使うことができません。券面に記載の使用期間を確認してください。

④汚損・破損等がないか

券面金額を確認できない程度まで汚損・破損したクーポンを提示された場合は、受け取らないようにしてください(換金できません)。

⑤お釣りについて

取扱店舗は、クーポンを使用した取引において、お釣りを出せません。

(6. よくある質問 参照)

⑥返品・キャンセルについて

原則として、支払後の返品・キャンセルはできません。また、現金による返金は、固く禁止させていただきます。

※ただし、次のような場合は、店舗の判断により対応することができます。

- ・その場ですぐ返品・キャンセルし、クーポンを未使用の状態で見舞われる場合
- ・別の商品(同等品)との交換を希望された場合

⑦その他

期間中、お客様が対象取引の際にクーポンを適切に使用しようとした場合は、受け取りを正当な理由なく拒まないでください。また、取扱店舗で独自にクーポン使用の対象外の商品やサービスを定めた場合は、その旨を店頭等に予め掲示してください。

(3) 受領したクーポンの取扱い

①裏面への取扱店舗名の記載

再使用等の不正防止のため、お客様からクーポンを受け取ったら、裏面に取扱店舗名を記載してください（ゴム印も可）。

②再使用の禁止

取扱店舗は、使用済みクーポンを他の取扱店舗との取引に再使用してはいけません。

③換金までの管理

使用済みクーポンの管理について、市や市から本事業に係る業務を受託した機関は、その責を負いません。受け取ってから換金するまでの間、クーポンの管理には、十分ご注意ください。

5. クーポンの換金方法

(1) 店舗①、③及び④のうち市内の漁協が運営する市内の直売所の場合

次の換金日に、常滑商工会議所（常滑市新開町 5-58）にて換金を依頼してください。

10月	13日（金）、25日（水）
11月	8日（水）
12月	8日（金）
1月	10日（水）
2月	7日（水）※延長に伴い追加

※最終換金日以降は、換金することができません。十分ご注意ください。

なお、換金に必要な作業は、次のとおりです。

作業① 換金窓口へ行く前に、使用済みクーポンを整理し、枚数を数えて金額を確認
※併せて、裏面に店舗名等が記載してあるか確認してください。

作業② 換金日に、次の必要書類を換金窓口へ持参

必要書類…使用済みクーポン、換金振替依頼書、取扱店舗登録証明書、振込先がわかるもの
※その他資料の提出を求められる場合があります。

作業③ 指定の振込先口座に、概ね5営業日以内に振り込まれるので確認する

※振込手数料（次の表のとおり）は、取扱店舗の負担とします。

● 振込手数料

振込先	振込手数料		入金日数
三菱 UFJ 銀行	3万円未満	110円	5営業日以内
	3万円以上	330円	
他行	3万円未満	484円	
	3万円以上	660円	

(2) 店舗②の場合

第45回常滑市農業まつり当日11月26日(日)に、本部(担当:あいち知多農協常滑事業部)にて、換金を依頼してください。換金手順は、あいち知多農協常滑事業部の指示に従ってください。

(3) 店舗④のうち、あいち知多農協が運営する市内の直売所の場合
換金は、あいち知多農協常滑事業部が取りまとめます。

● 換金振替依頼書の記載例

(様式2号)

取扱店舗→換金窓口→常滑市

依頼日 2023年10月25日

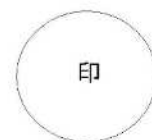
換金振替依頼書

振込先の金融機関名(口に✓をつける)										
とこたん			<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協		本		店・支店			
預金種別	口座番号(左づめで記入)							額面	枚数	金額
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1	2	3	4	5	6	7	500円券	200枚	100,000円
フリガナ	トコナメ タロウ							請求額(円)		
口座名義人	常滑 太郎							振込手数料を差し引いた金額を 換金窓口で記入します		

窓口受領印

常滑焼まつり・農業まつり応援クーポン 取扱店舗名

フリガナ	トコナメショウテン	フリガナ	トコナメ タロウ
取扱店舗名	とこなめ商店	代表者氏名	常滑 太郎
電話	(000)00-0000	担当者名	00 00



- ※ 取扱店舗名等にゴム印を使用することも可能です。
- ※ 振込手数料は、取扱店舗の負担となります。

<p>換金時に必要な持ち物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 換金振替依頼書(3枚複写) 2. 取扱店舗登録証明書 3. 振込先のわかるもの(通帳等) 4. 使用済みクーポン <p>※上記4点が揃っていない場合は、換金できませんのでご注意ください。</p>
--

1枚目(取扱店舗控)青色 2枚目(換金窓口控)ピンク色 3枚目(市控)

6. よくある質問

(1) クーポンの使用・受け取りについて

Q 大量のクーポンを使う人がいた場合は、どうすればよいですか。

A 34枚以上まとめて使われた場合は、市経済振興課までご報告ください。

Q 汚損・破損したクーポンを提示された場合は、どうすればよいですか。

A 券面金額を確認できない程度の汚損・破損の場合には、取次金融機関等で換金することができません。支払時に受け取らないようにしてください。

Q お釣りがある場合は、どうすればよいですか。

A クーポンのみでの支払いの場合、お釣りは出せません。例えば、お会計が900円の場合は、500円券2枚でなく、500円券1枚と現金等400円で受け取ってください。

Q 受け取ったクーポンには、取扱店舗名を記載すべきですか。

A クーポン裏面に取扱店舗欄があります。再使用などの不正防止のため、手書きやゴム印で取扱店舗名を記載してください。

(2) 換金について

Q 換金時に、取扱店舗が負担する手数料はありますか。

A 振込手数料を負担していただきます(3ページをご覧ください)。

Q 使用期間前後に受け取ったクーポンでも換金してもらえますか。

A 換金しかねますので、十分ご注意ください。

Q 登録されていない場合でも、受け取ったクーポンを換金してもらえますか。

A 換金しかねますので、十分ご注意ください。

Q 換金を依頼する際、振込先として指定できない金融機関は、ありますか。

A ありません。ただし、どの金融機関でも振込手数料が掛かります。



市ホームページ「よくある質問」(随時更新)をご覧になる場合は左記の2次元コードを読み取ってください。

7. お問い合わせ

常滑市経済部経済振興課

〒479-8610 常滑市飛香台3-3-5(常滑市役所2階9番窓口)

電話: 0569-47-6151(ダイヤルイン)

メール: tokopre@city.tokoname.lg.jp

メールする場合は、右記の二次元コードを読み取ってください

